

あなたの**安心**をしっかりとサポート!

こくみん共済は 手頃な掛金 家計の負担を軽くしませんか?

世代を超えて、安心をつなぐ。

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済



入院・通院・手術はもちろん先進医療が
備わった医療重視の保障を準備しましょう。

医療安心Hタイプ

加入
できる方 満0歳～満44歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

月々の
掛金

1,150円

【安心のポイント】

●**先進医療**を受けたとき、
最高**300万円**保障。

●**日帰り入院・日帰り手術**
から保障。



「もしも」のとき、あなたと家族の
生きるちからになる備えを準備しましょう。

生きる安心Hタイプ

加入
できる方 満15歳～満44歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

月々の
掛金

1,250円

【安心のポイント】

●交通事故や不慮の事故等で、
重度の障がいが残った場合**500万円**。
その後、**6ヵ月間生存**のとき、
さらに**250万円**をお支払い。
●**日帰り入院**も保障。



※上記掲載以外にも各種タイプがございますので、お気軽に保障相談ください。

ご加入のお問い合わせ、手続きは全労済福島県本部の各支所へ

全労済 福島県本部 (福島県労働者共済生活協同組合)



ホームページ www.zenrosai.coop

ぜんろうさい

検索

◎ 福島支所

〒960-8540 福島市荒町 1-21 協働会館内
☎024-522-6031

◎ 郡山支所

〒963-8017 郡山市長者 1-7-15
☎024-933-6031

◎ 会津支所

〒965-0026 会津若松市平安町 3-3 会津協働会館内
☎0242-22-6031

◎ いわき支所

〒970-8026 いわき市平字堂の前 22 いわき市労働福祉会館内
☎0246-25-6031

◎ 白河支所

〒961-0856 白河市新白河 3-98 ビアン本間ビル内
☎0248-22-6031

◎ 相双支所

〒975-0015 南相馬市原町区国見町 3-5-18
☎0244-24-6031



全労済福島県本部は2016年10月に創立60周年を迎えます。

◎加入ご希望の場合は、申込書を作成のうえ郵送いただくか、労働組合までお願いします◎

福島県労福協

全労済福島県本部

先進医療が備わった医療重視の保障。

医療安心Hタイプ

加入できる方 満0歳～満44歳の健康な方 (最高満60歳の契約満了日まで保障) ※医療タイプ、医療安心タイプ、医療安心H(ハーフ)タイプ、いずれか1つのみご加入いただけます。

月々の掛金 **1,150円** 2014年度の割り戻し金は★
230円/月(掛金の約20.0%)

保障内容	共済金額
先進医療を受けたとき ※5 入院共済金が支払われる場合、共済金額を限度に技術料実額	最高 300万円
入院したとき 1日から最高180日分 日帰り入院も保障	日額 3,000円
手術したとき ※2 日帰り手術も保障(全労済所定の手術)	1回につき 30,000円
通院したとき ※3 1日から最高90日分	日額 1,000円
死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部 ※4	25万円

交通事故を除く不慮の事故による通院については通算して14日以上通院をした場合が保障の対象となります。

あなたと家族を応援する総合保障。

生きる安心Hタイプ

加入できる方 満15歳～満44歳の健康な方 (最高満60歳の契約満了日まで保障) ※総合タイプ、総合2倍タイプ、大型タイプ、生きる安心タイプ、生きる安心W(ダブル)タイプ、生きる安心H(ハーフ)タイプ、いずれか1つのみご加入いただけます。

月々の掛金 **1,250円** 2014年度の割り戻し金は★
210円/月(掛金の約16.8%)

保障内容	共済金額
死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部 ※4	500万円 さらに6ヵ月間生存のとき ※10 250万円 死亡したとき 500万円
交通事故・不慮の事故等 病気等	重度の障がいが残ったとき 250万円 さらに6ヵ月間生存のとき ※10 250万円 死亡したとき 250万円
身体に障がいが残ったとき 3級の一部～14級 ※4	交通事故・不慮の事故等 病気等 225万円～10万円 特定の身体障がいの状態になったとき ※11 50万円
入院したとき 1日から最高180日分 日帰り入院も保障	交通事故・不慮の事故等 病気等 ※1 日額 1,250円

一生継続く医療保障。 終身医療5000

加入できる方 満15歳から満64歳の健康な方 (終身保障) シンプル保障で手頃な掛金
掛金は加入時(発効日)の満年齢・性別によって決まります。更新による掛金アップはありません。

保障内容	共済金額
入院したとき 1日から最高180日、通算で1,000日分	日額 5,000円
手術をしたとき ※2 (全労済所定の手術)	1回につき 50,000円

■月払掛金表 単位:円

加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性	加入年齢(歳)	男性	女性
15歳	1,610	1,630	25歳	2,020	2,070	35歳	2,580	2,570	45歳	3,420	3,440	55歳	4,700	4,730
16歳	1,650	1,670	26歳	2,060	2,110	36歳	2,650	2,630	46歳	3,530	3,550	56歳	4,860	4,900
17歳	1,690	1,720	27歳	2,110	2,150	37歳	2,720	2,700	47歳	3,640	3,660	57歳	5,020	5,070
18歳	1,720	1,760	28歳	2,160	2,200	38歳	2,800	2,780	48歳	3,750	3,770	58歳	5,190	5,250
19歳	1,760	1,800	29歳	2,220	2,250	39歳	2,880	2,860	49歳	3,870	3,890	59歳	5,380	5,450
20歳	1,800	1,850	30歳	2,270	2,290	40歳	2,960	2,950	50歳	4,000	4,020	60歳	5,570	5,650
21歳	1,840	1,890	31歳	2,330	2,340	41歳	3,040	3,040	51歳	4,130	4,150	61歳	5,760	5,860
22歳	1,890	1,930	32歳	2,390	2,390	42歳	3,130	3,140	52歳	4,270	4,290	62歳	5,970	6,090
23歳	1,930	1,980	33歳	2,450	2,450	43歳	3,230	3,230	53歳	4,410	4,430	63歳	6,180	6,330
24歳	1,970	2,020	34歳	2,510	2,500	44歳	3,320	3,330	54歳	4,550	4,580	64歳	6,410	6,590

がん専用の保障 がん保障プラス

加入できる方 満15歳から満44歳の健康な方 (最高満60歳の契約満了日まで保障) 月々の掛金 **1,400円**

こちらのリーフレットに記載のタイプで組み合わせられます。 医療安心Hタイプ 生きる安心Hタイプ 終身医療5000

保障内容	共済金額
がん(悪性新生物)と生後はじめて診断されたとき ※6 (1回限り)	100万円
がん(上皮内新生物等)と診断されたとき ※7 (2年に1回を限度)	10万円
がんで入院したとき ※8 支払日数は1日目から無制限、日帰り入院も保障	日額 5,000円
がんで手術したとき ※8 日帰り手術も保障(全労済所定の手術)	1回につき 25万円
死亡・重度の障がいが残ったとき ※9 1級・2級と、3級の一部 ※4	10万円

★毎年5月末の決算で剰余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。また、割り戻し金は、毎年決算の5月末時点で有効契約がある方にお戻しします。

各タイプ共通のご注意 ※1 発病日が発効日(増額分は更新日。以下同じです)前であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする入院とみなします。
※2 医療タイプの女性疾病手術共済金・医療安心タイプの手術共済金は、契約期間中に全労済所定の手術を受けた場合が対象です。なお、発病日が発効日前であっても、発効日から2年経過後に手術を受けた場合は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする手術とみなします。なお、全労済所定の手術については、ホームページでご確認ください。最寄りの全労済までお問い合わせください。
※3 通院は、事故の日からその日を含めて180日以内に実際に通院した日数が対象です。 ※4 「障がい(重度障がいを含む)」とは、後遺障がい(傷病が治った後に残る障がい)を指し、全労済の定める基準によりその程度に応じてお支払いします。なお、障がい(固定したときの契約内容にもとづいた保障)となります。 ※5 入院共済金が支払われる場合にお支払いします。先進医療を受けた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。 ※6 発効日から91日以後に「上皮内新生物もしくは皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」に罹患し、診断確定されたときにお支払いします。生涯1回限りの支払いとなります。 ※7 発効日から91日以後に「上皮内新生物もしくは皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」に罹患し、診断確定されたときにお支払いします。2年に1回を限度とします。 ※8 がん入院共済金、がん手術共済金は、発効日から31日以後に発病した悪性新生物または上皮内新生物等が対象です。 ※9 発効日以後の傷害または病気の原因として重度障がいとなったときに重度障害共済金をお支払いします。 ※10 重度障害共済金が支払われる場合、重度障がいの状態となった日から6ヵ月間生存した場合に重度障害共済金をお支払いします。 ※11 発効日(増額分は更新日。以下同じです)以後に発病した病気を原因とし、はじめて特定の身体障がいの状態となったときが対象です。[特定の身体障がいの状態]とは、次のいずれかの状態となります。ア、恒久的な心臓ペースメーカーを装着したもの、イ、心臓に人工弁を置換したもの、ウ、腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの、エ、直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの、オ、ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの、カ、事故による入院・手術は、事故の日からその日を含めて180日以内に「開始された入院」および「受けた手術」が対象です。■病気がん入院共済金・手術共済金および先進医療共済金は、発効日から1年以内に加入者が妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院したとき、または手術を受けたときにお支払いできません。■不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。不慮の事故等とは「全労済所定の感染症」を含みます。■病気がん入院共済金が支払われる入院をしたとき、退院日の翌日から180日以内にその入院と同一の原因により再入院した場合は、これらの入院は1回の入院とみなして入院共済金をお支払いします。■同一の交通事故・不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなして入院共済金をお支払いします。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

契約の解除と契約の更新謝絶について 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。また、次の1～5.のいずれかに該当する場合、契約の更新はできません。

1. 共済金受取人（個人賠償責任共済の場合、被共済者または共済金を受け取るべき人）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき

2. 契約者、加入者または死亡共済金受取人（個人賠償責任共済の場合、契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人）が、共済金を支払わせようとするとして、支払事由を発生させ、または発生せよとしたとき

3. 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的

契約の消滅について 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。 1.加入者が死亡したとき 2.加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限りま)

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのが「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*、その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。

*内縁関係にある方は対象となりません。

2.[終身医療5000] できる限り安い掛金で終身保障を実現するために、解約返戻金をゼロ(0円)とした共済商品です。そのため、契約を解約したり、契約が失効した場合の解約返戻金はありません。 3.[その他のタイプ] 解約返戻金はありません。

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただいています。これらお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、全労済は（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、および日本ユークリット共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取り消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、当会を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用いたします。

共済金のご請求があった場合や、これらに係わる共済事故が発生した場合に、「支払査定時照会制度」にもつき、（1）被共済者の氏名、生年月日、性別、住所（2）共済事故発生日、死亡日、入院・退院日、対象となる共済事故（3）共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金種類、各特約内容、共済掛金および払込方法等の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等からの情報提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とすため利用することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.com>)をご参照ください。

(3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更

(3) この組合は、除名の議決があつたときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

7215S071(16.2 - 6,000.FP)

ご契約のてびき (2014年 10月改定版)

下記の事項をご確認のうえ、お申し込みください。

契約概要と注意喚起情報について このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を正確に理解のうえお申し込みください。「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、全労済までお問い合わせください。なお、加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「ご契約のしおり・契約規定」をお送りいたしますので、ご一読され、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご加入にあたって 出資金を払い込み、各都道府県生協の組合員となった方が契約者になることができます。ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または全労済が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

被共済者(加入者)になることができる方 1.契約者、契約者の配偶者(内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または内縁関係の方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです) 2.同一生計で、契約者または契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹 ※同一生計とは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。 ※養子縁組のない場合、子の配偶者(嫁、婿)および継父母は加入者となるできません。

共済掛金(掛金)の払込方法について 掛金の払込方法は、月払いになります。初回掛金の払い込みについては、次項「契約の成立と効力の発生について」をご覧ください。

共済期間(契約期間)と共済契約(契約)の自動更新について 契約期間は1年です。契約を更新することにより共済商品タイプごとに定める保障年齢(移行タイプがある場合は、その移行タイプの保障年齢)まで継続できます。同じタイプで引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。 ※終身医療5000の契約期間は終身です(更新はありません)。

契約できる限度について 1.一人の加入者が同じタイプには複数加入できません。 2.全労済のその他の共済商品(終身医療総合5000、新総合医療共済など)にすでにご加入の方については、加入額を制限することがあります。詳しくは全労済までお問い合わせください。 ※終身医療5000は、新総合医療共済・終身医療プラン パーシクタイプに加入されている方は加入できません。 ※一部の職業に従事されている方(次項「一部のご職業について」で、ご確認ください)の加入額を制限することがあります。

一部のご職業について 1.保障開始日において次のご職業に従事している方は、契約のお引き受けをすることができません。(1)力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業 (2)テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業 ※加入後にこれらの職業に従事した場合は、契約を更新できないことがあります。直ちに全労済までお問い合わせください。これらの職業の就業に伴う原因により支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。 2.[終身医療5000] 次表の①～⑧の職業に従事している方は、総合医療共済・新総合医療共済とあわせて入院日額5,000円を超えて加入することはできません。 3.[その他のタイプ] 次表の①～⑦の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故および交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。また、⑧の職業でその運転業務中に生じた不慮の事故および交通事故の場合には入院・通院・部位症状別傷害・災害長期入院一時金・手術・先進医療共済金はお支払いできません。

- ①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者
②潜水・潜函・サルベージ、その他これらに類する職業
③警察官・海上保安官、その他これらに類する職業
④自衛官(防衛大学校生を含みます)
⑤坑内・隧道内作業に従事される方
⑥近海または遠洋漁業の船舶乗組員
⑦1,000トン未満の船舶乗組員
⑧ハイヤー・タクシー運転手

割り戻し金について 毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。

共済金受取人について 1.共済金受取人は契約者です。 2.1.にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。(1)契約者の配偶者 (2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです) (3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 (4)(2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 (5)(3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 ※契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、加入者の同意および全労済の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

共済金のご請求について 共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金が請求できる期間は支払事由が発生した日の翌日から3年間です。 ※3年間を過ぎた場合は請求権が消滅します。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

共済金を減額してお支払いする場合 事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、以下の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。 1.当該事故発生時、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響 2.当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響

共済金支払いの分割・繰り延べ・削減 戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります(賠償責任に関わる共済金・携行品に関わる共済金は免責となり、お支払いできません)。

共済期間(契約期間)の途中で変更する事柄について 終身医療5000については、契約期間の途中で、共済掛金の額等を変更する場合があります。この場合には、厚生労働大臣の認可を得て契約者にお知らせします。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

クーリングオフについて 契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。 ※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。詳しくは全労済までお問い合わせください。

加入申込書(申込書)および質問表の記入について 1.申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確に答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印ください。 2.申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。 3.契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。 ①全労済窓口:全労済の窓口受付日 ②金融機関窓口:金融機関の窓口受付日 ③郵送:消印日 金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、全労済受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

契約の成立と効力の発生について 全労済が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。 1.[申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合] 契約の効力は初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から発生(発効)します。 ※申込書の提出が初回掛金の払込日より遅くなられた場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。 ※初回の掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、全労済窓口あるいは全労済の指定した金融機

関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくことになります。 2.[口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合(郵送加入)] 契約の効力は申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から発生(発効)します。 ※ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。全労済が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効 1.口座振替(口振)は、毎月28日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。掛金の払込期日は次のとおりです。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末
上記以外の場合	当月の月末

2.払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなります)。

共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について) 共済金等の支払事由が発生したときに契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者が受け取ることになる共済金等を、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができる制度があります(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときに契約者の代理人となる方(方代理請求人)が共済金等を請求することができる制度があります(「方代理請求制度」といいます)。詳しくは全労済までお問い合わせください。

共済金をお支払いできない主な場合 次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」で、ご確認ください。

1.すべての共済金

- (1)加入者の犯罪行為(賠償責任・携行品に関わる共済金を除きます) (2)加入者・契約者・共済金受取人の故意 (3)一部の職業において、業務中の事故(契約概要の「一部のご職業について」をご覧ください) (4)契約が解除された場合 (5)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など

2.死亡・重度障がい原因とする共済金

- (1)発効日(増額分は更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為 (2)発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など

3.不慮の事故原因とする共済金

- (1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)加入者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 (3)無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など

4.交通事故原因とする共済金

- (1)3.(1)～(4) (2)道路以外の場所における車両の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの (3)人または物の運搬以外の用途を兼ねた交通機関の当該用途に関連して生じたもの (4)「駐車中」の事故 など

5.病気を原因とする共済金

- (1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2)加入者の薬物依存またはそれにより生じた疾病(3)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの (4)発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院、手術および先進医療 (5)発効日から1年以内に加入者が妊娠・分娩に伴う異常を原因とした入院・手術および先進医療(キッズワイドタイプ、キッズタイプ、シニア医療タイプ、終身医療5000、終身医療3000、終身医療追加2000を除く) など

※下記については、共済金は重複して支払いません。

- (1)交通災害障害共済金(重度障がいのみ)と交通災害死亡共済金 (2)災害障害共済金(重度障がいのみ)と災害死亡共済金 (3)交通災害通院共済金と災害通院共済金 (4)重度障害共済金と死亡共済金 (5)原因の異なる入院が重複する期間の共済金

「お申し込みはこちら」この申込用紙は郵送加入専用申込書です。

※口座振替取扱金融機関の窓口経由でお手続の方は金融機関に用意されている専用の申込書類をご利用ください。 ※このチラシはあくまで共済の郵送加入申し込みのほかに、資料請求に利用いただけます。詳細は裏面をご覧ください。

続きは裏面へ

のりしろ
り付けし封筒の形にしてください。

取 拔 后 口 附 耳

振替銀行

組合
右か!

必ず鮮明に押印してください。

ご注意

【加入いただけない主な場合】

- 入院中の場合
- 時期を問わず、入院・手術の予定がある場合(手術には抜釘術を含みます。)
- 質問表①に該当し、医師の診療を受けていない場合
- 高血圧で治療(服薬)中である場合、心臓ペースメーカーや植込型・埋込型除細動器(ICD)を装着されている場合
- 検査(再検査含む)・精密検査の指示を受けていたり、すべての検査が完了していなかったり、検査結果を待っている場合
- 妊娠中の方は、「終身医療5000」にはご加入いただけません。

その他のタイプは、妊娠中でも加入できますが、一部のタイプでは、妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院・手術をされたり、先進医療を受けられた場合、発効日(増額分は更新日)より1年間は、病气入院共済金、女性疾病手術共済金、手術共済金、先進医療共済金はお支払いできません。

＜加入いただけない病気の主な例＞

①白血病 ②脳卒中(脳内出血・脳こうそく・くも膜下出血)、脳動脈瘤 ③狭心症、心筋こうそく、動脈硬化症、動脈瘤 ④慢性肝炎(肝炎ウイルスキャリアを含みます)、肝硬変、慢性すい炎
⑤腎不全、ネフローゼ、慢性腎炎 ⑥統合失調症、認知症 ⑦糖尿病、パーキンソン病、こげん病(全身性エリテマトーデス、関節リウマチ、強皮症、皮膚筋炎、結節性多発動脈炎、リウマチ熱など) ⑧慢性気管支炎、肺炎腫 ⑨かいよう性大腸炎、クローン病 など

(注)上記以外の病気でも加入いただけない場合があります。

- ご職業によっては加入いただけない場合がありますので、「ご契約のてびき」をよくお読みください。

【質問表への回答(告知)の必要がない場合】

- 次の病気で、入院中ではない場合、および入院や手術の予定がない場合は、治療中であっても質問表への回答(告知)の必要はありません。

花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫

- 7日以内に完治したかぜ・インフルエンザ
- 入院・手術がなく、申込日現在、完治している手足の軽いけが(切り傷、すり傷、やけど、つき指、打撲、ねんざ)
- 医師に処方されたものであっても、病気の治療目的ではない投薬(避妊目的のピル、健康増進のためのビタミン剤など)

※質問表は健康状態をお知らせいただくもので、契約にあたって重要です。契約者自身が記入していただき記載内容を充分お確かめください。質問事項に該当された方は、別途「追加告知書」をご記入いただき、詳細な内容について確認させていただく場合があります。

山折りにしてください ※切り取らないでください

(受取人)
福島市荒町1-21
全労済
福島県本部 行

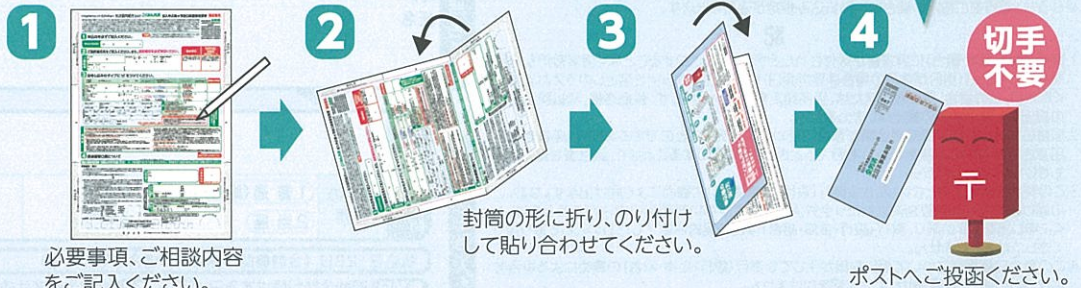


料金受取人払郵便
福島中央局 承認
1337
差出有効期間
平成30年1月
31日まで
(切手不要)

9608790

山折りにしてください ※切り取らないでください

申込書の
送り方



**こくみん共済は、
郵送でお申し込み
できます。**

掛金の口座振替日・契約の発効日について

全労済が加入を承諾した場合、以下のよう
に契約が成立し保障が開始(発効)します。

この日の満年齢で
お申し込みください。

申込書郵送の
消印(受付日)
毎月1日～月末日

1回目の
口座振替日
翌月28日

契約の発効日
(保障の開始日)
翌々月1日

※口座振替日の28日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
※受付日より、口座振替の処理が間に合わない場合は掛金をまとめて口座振替させていただきますので、ご了承ください。
※共済契約証書は、申込書の受付日から3週間程度でお届けします。

媒体番号 071508